

# 労働者の権利とは

働きやすい環境って一言で言ってもいろいろあるんだね、権利ってどこまで言えるのかな・・・



いつの間にか、少しずつ職場の環境が悪くなっていない？

ほんの少し前までは、こんな感じで働いていました。

- ・社宅料金は年齢に関係なく一律
- ・入寮の年齢制限はなし
- ・寮や社宅の駐車場代は無料
- ・職場に鍋などがあり休憩時間に調理が出来ていました
- ・休憩室に畳のスペースとテレビがあり腰を伸ばしたり、ニュース・天気などの情報が見れました
- ・55歳以上の賃金のカットなし
- ・乗務員には宿泊用のパジャマの支給
- ・仕事で使う、鉛筆・印鑑等に支給
- ・衛生管理者による休憩室の点検や布団の天日乾燥・ロッカールーム掃除
- ・再度乗務や前泊なしの勤務
- ・2008年の夏2.66冬2.65ボーナス支給
- ・管理者による指名の呼び捨てなし
- ・サービス残業なし
- ・3月に0.5カ月の年度末手当支給

## 今と少し前の違い

労働者の権利とは何なのでしょか？  
現在の職場で認められている事はこの先もずっと保障されているのでしょうか？ 権利はこの間、労働者や労働組合の要求による団体交渉などの闘いによって勝ち取られてきたものです。職場を健康で働きやすい環境に作りあげるために声を上げることが重要です。例えば、休憩所にエアコン・テレビを付けて欲しい、畳を置きたい、女性用トイレの設置を・・・駐車を増やしてもらいたい等等、職場の環境の問題や、賃金やボーナス・超勤手当等の額についても権利であり、労働組合と会社との間の交渉で決められます。現在の職場を見ると会社に何か言っても変わらないし、逆に何か言われるんじゃないか？今のままでもそこそこ働きやすいし、いいんじゃないかな、という声が聞こえてくるのも事実です。しかし今の状態からもっと健康で働きやすい条件や環境にする為の要求は有りませんか？**権利として要求して獲得する為**に声を上げていきましょう！

## 闘って勝ち取る権利



第 17 号  
2014年 12月15日  
発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号  
ニッコーハイツ1003号  
JR 092-2075  
NTT092-483-1515